

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	熊本県阿蘇市

阿蘇市鳥獣被害防止計画



<連絡先>

担当部署名 阿蘇市経済部農政課
所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
電話番号 0967-22-3274 (直通) 内線1441
FAX番号 0967-22-4566
メールアドレス nousei@city.aso.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ（イノブタを含む）、ニホンザル、カラス、アナグマ、カワウ、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	熊本県阿蘇市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	スギ、ヒノキ	27.5ha 32,446千円
	豆類	205 a 660千円
イノシシ	水稲	1283 a 1,536千円
	麦類	851 a 975千円
	豆類	136 a 438千円
ニホンザル	—	—
カラス類	—	—
アナグマ	—	—
カワウ	—	—
アライグマ	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンジカ

年間を通してほぼ市内全域において被害が発生している。スギ・ヒノキの食害・剥皮及び豆類や飼料作物の被害が発生している。有害捕獲及び防護柵設置を実施しているものの、被害区域は拡大傾向にある。また、これまで出沒していなかった集落や住宅地でも目撃されており、住民生活に不安を与えている。

イノシシ

年間を通してほぼ市内全域において被害が発生している。山林に隣接した農地を中心に、水稲、豆類、麦類等の農作物被害や田畑の畦畔や道路の法面を荒らすなどの被害が発生している。有害捕獲及び防護柵設置を実施しているものの、被害区域は拡大傾向にある。また、これまで出沒していなかった集落や住宅地でも目撃されており、住民生活に不安を与えている。

ニホンザル

目撃情報はあつものの、農作物への被害報告は確認されていない。住宅地での目撃情報が報告されており、人や農作物への被害が懸念される。

カラス

市内全域に生息し、農作物や果樹に被害があつているが被害額は不明である。

アナグマ

市内全域に生息し、農作物や果樹に被害があつているが被害額は不明である。また、農作物以外では、ハウスのビニールを破る等の被害が発生している

カワウ

河川や湖沼に群れで季節的移動しており、老廃物による悪臭や汚染などの生活被害が発生している。農作物の被害額は不明である。

アライグマ

目撃情報はあつものの、農作物への被害報告は確認されていない。山間部での目撃情報が報告されており、住宅地への進出等により人や農作物への被害が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）	軽減率
ニホンジカ	スギ、ヒノキ 27.5ha 32,446千円	スギ、ヒノキ 14ha 19,460千円	40%
	豆類 205a 660千円	豆類 140a 400千円	
イノシシ	稲 1283a 1,536千円	稲 710a 920千円	40%
	豆類 136a 438千円	豆類 100a 260千円	
	麦類 851a 975千円	麦類 510a 600千円	

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>阿蘇市鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器及び罠による捕獲活動を実施。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策事業を活用し緊急捕獲活動による捕獲報奨金を支払う。また、阿蘇市内の外輪山一帯における有害鳥獣の一斉捕獲を実施する（3回）。</p> <p>わな猟免許を所持していない農林業者へ罠の貸出しを行う。</p> <p>新規狩猟免許取得者へ狩猟試験に係る収入証紙代と猟友会主催の講習受講料を全額補助する。</p> <p>広報紙に、狩猟免許取得補助と狩猟免許試験日程を掲載し住民へ周知する。</p> <p>森林被害対策は、森林環境保全整備事業とシカ森林被害防止事業を活用し、林業事業者が事業主体となり、剥皮防止材、シカ被害防止ネット等の設置を行う。</p>	<p>捕獲従事者の高齢化、担い手不足が進んでおり、捕獲体制の見直しが急務である。また、地域により捕獲活動に差があるため、自衛捕獲を推進し住民に狩猟免許取得を促す必要がある。</p> <p>有害鳥獣は県境や市町村境を越えて被害を及ぼすため、広域的に対策を実施する必要がある。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、イノシシやニホンジカの捕獲数増加に取り組む必要がある。</p>

防護柵の設置等に関する取組	<p>阿蘇市有害鳥獣被害対策事業により防護柵の設置費用の一部（上限3万円）を補助し、農地への被害防止対策に努める。</p> <p>広報紙に、防護柵設置補助を掲載し住民へ周知している。</p>	<p>防護柵を設置しても、設置の仕方や管理不足により被害が発生しているため、指導や研修を行う必要がある。</p> <p>阿蘇市は大部分が中山間地で農地と山林が接する部分が多いため、鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、集落単位での防護柵設置について住民に対する啓発活動を行い、被害防止対策に取り組む必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>地域へえづけSTOPによる放任農作物の除去、被害防止技術等に関する知識の普及等を図っている。</p>	<p>地域等の広範囲での被害防止対策が効果的であるため、地域が一体として協同で取り組みが推進されるよう啓発活動を図る必要がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>【捕獲活動】 捕獲従事者間の県境、市町村境の枠組みを超えた狩猟の広域化を推進する。 鳥獣被害防止総合対策事業に積極的に取り組み、ライフル銃を含む銃器と罠による捕獲活動を実施するとともに囲い罠や箱罠等の捕獲機材の確保や捕獲従事者の育成を行う。</p> <p>平成30年度より、阿蘇市内の国有林、隣接する民有林及び農地を対象に、熊本森林管理署・阿蘇市有害鳥獣捕獲協議会・阿蘇市の3者でシカ被害対策協定を締結し、シカ被害対策を推進する。</p> <p>【防除対策】 有害鳥獣の生息頭数、生息域の拡大に伴い、阿蘇市有害鳥獣捕獲協議会を中心に被害対策を検討し、銃器と罠による捕獲活動と併せて捕獲従事者の増加を図りながら捕獲体制を整備する。また、当協議会と連携し、防護柵の整備や地域住民を対象とした研修会等を開催し、被害防止活動を地域が自主的に行うことができる体制整備を行う。</p>
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

阿蘇市有害鳥獣捕獲協議会の阿蘇市有害鳥獣捕獲隊 11 隊 19 班（98 名）が年間を通して有害鳥獣捕獲に従事、捕獲報奨金の受給対象者としており、更なる個体数削減に向け捕獲体制を整備する。

また、捕獲従事者となる担い手確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年度 ～ 令和 8 年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル カラス アナグマ カワウ アライグマ	鳥獣被害防止総合対策事業を積極的に活用する。 近隣市町村と連携した捕獲活動を実施する。 狩猟免許取得の費用の一部を助成し、狩猟者の確保に努める。 阿蘇市の国有林と隣接する農地を対象に、熊本森林管理署、阿蘇市有害鳥獣捕獲協議会、阿蘇市の 3 者で締結しているシカ被害対策を推進する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績から、ニホンジカは年間 1,000 頭、イノシシは年間 1,300 頭を目標とする。 ニホンザルは過去の捕獲実績が 1 頭であるため年間 1 頭を目標とする。 カラスは過去の実績から年間 100 羽とする。 アナグマは過去の実績から年間 100 頭を捕獲目標とする。 カワウは過去の実績から年間 10 羽を捕獲目標とする。 アライグマは過去の実績がないため年間 1 頭を目標とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等（有害鳥獣捕獲分）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
イノシシ	1,300頭	1,300頭	1,300頭
ニホンザル	1頭	1頭	1頭
カラス	100羽	100羽	100羽
アナグマ	100頭	100頭	100頭
カワウ	10羽	10羽	10羽
アライグマ	1頭	1頭	1頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
阿蘇市全域において、銃器及び罠を用いて年間を通して有害鳥獣捕獲を実施する。また、九州シカ一斉捕獲に合わせて年3回の一斉捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
谷越しとなるような山稜部で捕獲を実施する場合などの捕獲個体への接近が難しい時に、長射程の命中精度が高いライフル銃を使用することで、捕獲効率を高めることが期待できる。 通常は散弾銃による捕獲を行い、ライフル銃は山間部や谷越等で、安全が確保された場合にのみ実施する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
阿蘇市全域	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・カラス・アナグマ・カワウ・アライグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市

町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル カラス アナグマ カワウ アライグマ	防護柵設置補助 市単独予算 2,250 千円 圃場面積 16ha 阿蘇市全域	防護柵設置補助 市単独予算 2,250 千円 圃場面積 16ha 阿蘇市全域	防護柵設置補助 市単独予算 2,250 千円 圃場面積 16ha 阿蘇市全域

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンジカ イノシシ	<p>地域において、現地研修会等の啓発活動を進め、地域住民が主体となって防護柵の設置・管理、追い払い活動等を行う体制を確立する。</p> <p>有害鳥獣の侵入経路を防止するために下刈りや藪等の刈り払い、収穫残渣の処理や追い払い活動を行うように指導する。</p> <p>イノシシ、ハナレザル等の出没による人的被害等の恐れがある場合は、関係機関等と情報の共有を速やかに図っていく。</p>
令和7年度	ニホンザル カラス アナグマ カワウ	
令和8年度	アライグマ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

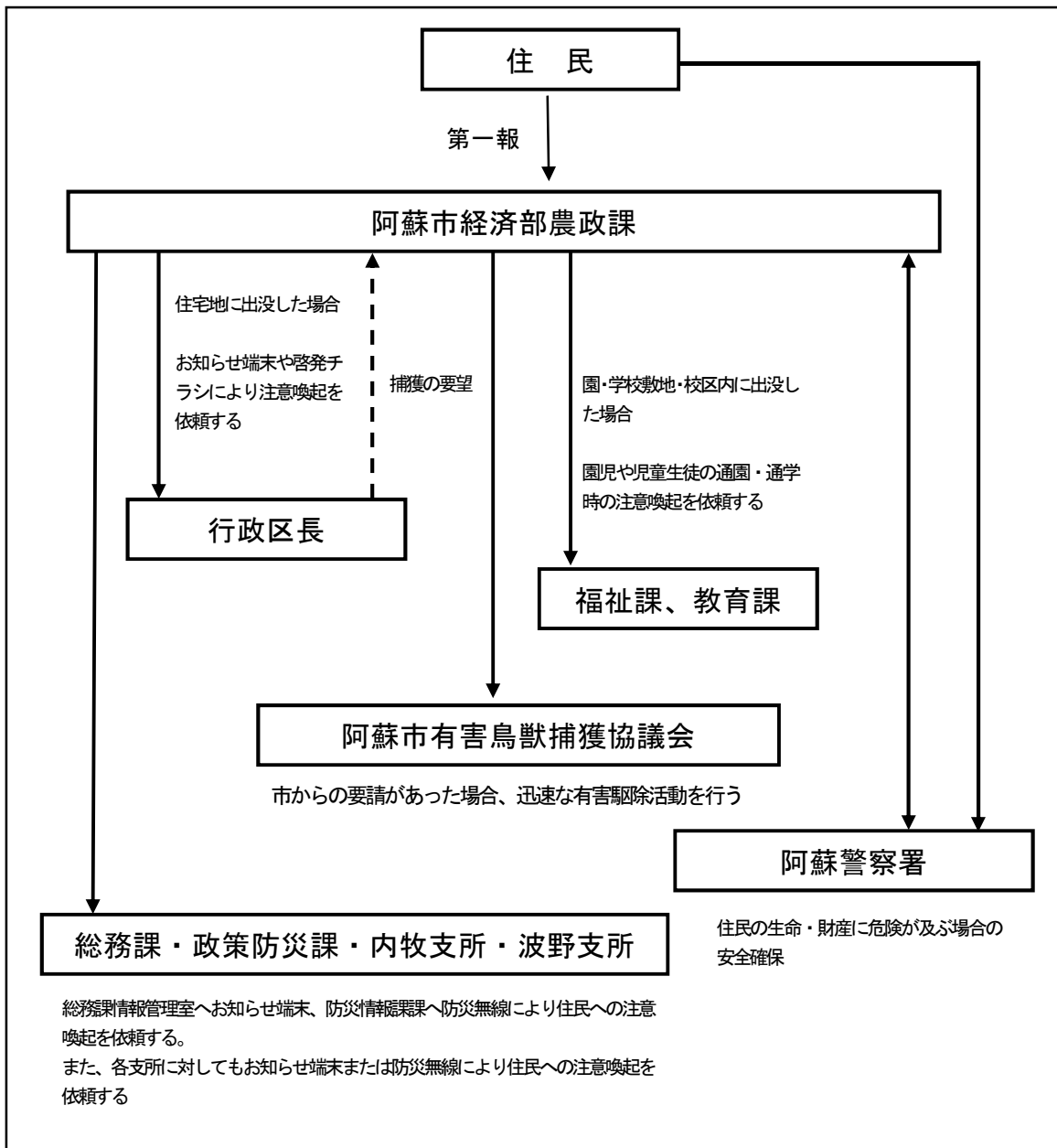
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
熊本県	関係機関等に対して助言を行う。
阿蘇警察署	住民からの通報により、現地確認、パトロール及び阿蘇市に連絡を行う。
阿蘇市経済部農政課	住民又は阿蘇警察署からの通報を受けて、現地確認を行う。必要に応じて阿蘇市有害鳥獣捕獲隊に捕獲及び追い払い等を依頼する。また、防災無線等により、地域に注意を促す。
阿蘇市有害鳥獣捕獲隊	阿蘇市からの要請により、有害鳥獣の捕獲及び追い払い等を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場に放置することがないように、イノシシ、シカについては食用として自家消費又は埋設処分し、その他の鳥獣については埋設処分としている。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記

入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の有効な利用に関する事項

(1) 処理加工施設の取組

食肉加工処理施設の設置については、必要性、採算性、稼働率等を考慮しながら検討していく

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	阿蘇市有害鳥獣捕獲協議会
構成機関の名称	役割
阿蘇市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲活動、防護柵設置、情報提供、その他有害鳥獣被害防止施策に関する業務を行う。
阿蘇市経済部農政課	協議会事務局を担当し、協議会運営に関する事務を行う。 鳥獣による被害発生予察及び有害鳥獣捕獲計画の作成。被害防止計画の作成 有害鳥獣捕獲許可に関する事務を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県	被害防止対策、鳥獣保護に関する情報提供を行う。
熊本森林管理署	シカ被害対策協定に基づき、シカ被害対策を実施する。
阿蘇警察署	住民からの通報により、現地確認・パトロール及び阿蘇市に連絡を行う。
熊本県農業共済組合阿蘇中部支所	有害鳥獣による農林作物の被害状況、被害防止対策の情報提供を行う。
阿蘇農業協同組合	
阿蘇森林組合	

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年7月1日に農政課長を隊長とし、実施隊を設置。
実施体制は阿蘇市職員を6名で構成（R5.4.1）
主な活動内容は、捕獲活動、被害調査、技術指導、防護柵設置等を実施している。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

対象鳥獣以外の目撃情報や被害等が確認された場合は、この計画に準じて対策を実施し、必要に応じて計画を変更して対応する。
高齢化により減少する捕獲従事者の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用も検討する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画に記載しているもの以外で、その他必要な事項については「阿蘇市有害鳥獣捕獲協議会」が中心となり、必要な対策を講じる。また、地域住民への啓発に努め、地域による総合的な被害防止体系を確立し、農作物の安定生産を目指す。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。